

住民税均等割のみ課税世帯の皆さんへ

物価高騰対応重点支援給付金 (10万円/1世帯)

- 物価高騰対応重点支援給付金 (1世帯あたり10万円) は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要となります。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の受付期間

令和6年6月28日まで

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度住民税が

「均等割のみ課税及び非課税」

又は「均等割のみ課税」 の世帯

※ただし、課税者の扶養親族のみの世帯は対象外となります。

※確認書が届かなかつた方でも、要件に該当すると思われる場合申請書を提出することができます。

※受給はいずれか1回限りです。

境町から確認書が届きます

確認書の

返送

振込



給付金の支給手続き

確認書が届いた場合

- 対象となる世帯には、境町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、確認欄に☑チェック、世帯主氏名・確認日・連絡先電話番号等を記入のうえ町に返信してください。



※「こども加算」の対象になる場合はそれぞれの確認書の返信が必要です。

要件に該当しているが確認書が届かない等の場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町へご提出ください。



※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

※本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和5年法律第81号）に基づき、差押禁止及び課税の対象外となります。

お問い合わせ

境町役場 社会福祉課 「物価高騰対応重点支援給付金」窓口

0280-81-1305

受付時間 平日9:00～17:00（土日祝、12/29～1/3を除く）